

匿名感染症関連情報の第三者提供の施行について（報告）

厚生労働省 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の進め方について

有識者会議提言により示されたこと

- NDB・介護DB等の安全管理措置と同等の運用が保たれるよう**省令を整備**すべきである。
- 匿名化にあたっての加工基準については、NDB・介護DB等といった連結先の基準を下回ることがないよう、**同等性のある基準（省令）**を策定すべきである。
- **省令で定める「相当の公益性」**について、匿名感染症関連情報の第三者提供の目的としても、国民保健の向上に資する医療に関する分析に係る業務を主眼としていることから、**NDB等における相当の公益性を有する業務を参考にする**。
- 提供時・公表時の**審査ガイドライン**については、**NDB等の運用を踏まえ具体化**を図る。

提言をうけて、今後の進め方

- 感染症法が下位法令に委任をしている事項について、政令・省令（案）を感染症部会に提出
 - ガイドラインや利用者向けマニュアルの策定
 - 必要なシステム改修
- 令和6年4月1日施行・運用開始

施行に向けた準備状況

● 政省令の改正

- 政令（手数料関係）：令和6年1月17日に公布（令和6年4月1日施行）
省令（感染症関連情報の範囲等）：今年度末公布予定（令和6年4月1日施行）

● 提供データの内容・期間

- Covid-19に関する発生届情報・2020年2月3日（症例定義及び発生届様式が通知された日）～2023年5月7日

● 匿名感染症関連情報データベース（感染症DB）の利用に関するガイドライン（参考資料3参照）

- 「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議の提言」（令和5年9月13日）を踏まえ、NDB・介護DB等のガイドラインと同等の規定を整備。
 - ・ 連結先のDBはNDB、DPCDB、介護DB（※ID4を用いて連結が可能）
 - ・ 公表物の満たすべき基準に「特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見につながるおそれのある公表内容となっていないこと」を明記
 - ※ 平時においては、年間4回の申出締切を設定し、「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」において、匿名感染症関連情報の提供・公表物に関する審査を実施。
 - ・ 感染症DBの英語表記（Infectious Diseases Surveillance Database（iDB））

● 利用者向けホームページ（今年度末公開予定）

- 政省令、ガイドライン、利用者向けマニュアル等を掲載予定
 - ※ 初回の申出締切は令和6年4月中に設定予定。

令和6年4月1日以降、データ提供申出の受付開始予定